

優良		廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	優良
1.事業の範囲	中間処分業	破碎	○	○	○	○	○	○	○	
		圧縮減容	○	○	○	○	○			
		破砕・減容	○	○	○	○	○			

設置年月日 許可年月日 許可番号										
2.事業の用に供する全ての施設	事業場①	施設の種類	処理能力							
		破碎施設	60t/日	○	○	○	○	○	○	○
		破碎施設	91.2t/日	○	○	○	○	○		平成20年9月5日 平成20年9月5日 川破-3
		破碎施設	55.2t/日	○	○	○	○	○		平成28年12月22日 平成28年11月25日 川破-8
		圧縮減容施設	96t/日	○	○	○	○			平成28年12月22日 平成28年11月25日 川破-9
		圧縮減容施設	36t/日	○	○	○	○			令和1年9月4日 — —
		圧縮減容施設	36t/日	○	○	○	○			平成20年9月5日 — —
事業場②	事業場②	破碎施設	91.2t/日	○	○	○	○			令和4年3月29日 令和3年3月12日 川破-10
		圧縮減容施設	120t/日	○	○	○	○			令和4年3月29日 — —
		圧縮減容施設	36t/日	○	○	○	○			令和4年3月29日 — —

廃棄物の種類											
3.許可の条件	保管施設 (事業場①)	廃プラスチック類	廃プラスチック類	廃プラスチック類	廃プラスチック類	廃プラスチック類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	
		保管面積	42m <sup>2</sup>	84m <sup>2</sup>	50.1m <sup>2</sup>	199.9m <sup>2</sup>	199.2m <sup>2</sup>	86m <sup>2</sup>	41.3m <sup>2</sup>	14.5m <sup>2</sup>	
		保管の高さ等	1.7m (コンテナ35.7m×2台)	5m	50.1m <sup>2</sup>	5m	5m	5m	5m	5m	
3.許可の条件	保管施設 (事業場②)	廃棄物の種類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガレキ類					
		保管面積	14.5m <sup>2</sup>	14.5m <sup>2</sup>	6.8m <sup>2</sup>	6.8m <sup>2</sup>					
		保管の高さ等	5m	5m	1.2m (コンテナ8m)	1.2m (コンテナ8m)					
4.許可の更新又は変更の状況	廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	ゴムくず					
	保管面積	173m <sup>2</sup>	24m <sup>2</sup>	8.2m <sup>2</sup>	8.2m <sup>2</sup>	8.2m <sup>2</sup>					
4.許可の更新又は変更の状況	保管の高さ等	5m	5m	1.2m (コンテナ9.8m)	1.2m (コンテナ9.8m)	1.2m (コンテナ9.8m)					

許可(届出)年月日	文書番号	変更内容
平成20年9月5日	川産廃第3270号	新規許可
平成25年10月8日	川産廃第429号	更新許可(優良認定)
平成28年12月22日	—	変更届(処理施設の変更)
令和1年9月4日	—	変更届(処理施設の変更)
令和2年2月13日	—	再交付
令和2年9月7日	川産廃第189号	更新許可(優良認定)
令和4年3月29日	川産廃第444号	変更許可(事業場②の追加)

5.規則第10条の4第5項の規定による許可書の提出の有無

無

公表日：平成22年12月24日  
最終更新日：令和4年3月29日

## 【処理施設の概要】

事業場①

設置場所：埼玉県川越市大字平塚新田字高田町175番地1 他4筆

公表日：平成25年8月13日

最終更新日：令和4年3月29日

設置年月日	施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	処理方法	構造及び施設の概要
平成28年12月22日	破碎施設	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	91.2 t /日 24時間稼働	破碎	1軸破碎設備 [騒音・振動防止、粉じんの飛散防止方法] ・建屋内設置、コンクリート路床
平成28年12月22日	破碎施設	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	55.2 t /日 24時間稼働	破碎	1軸破碎設備 [騒音・振動防止、粉じんの飛散防止方法] ・建屋内設置、コンクリート路床
平成20年9月5日	破碎施設	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	60 t /日 24時間稼働	破碎	1軸破碎設備 [騒音・振動防止、粉じんの飛散防止方法] ・建屋内設置、コンクリート路床
令和1年9月4日	圧縮減容施設	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	96 t /日 24時間稼働	RPF化 (固形燃料化)	スクリュー式成型機
平成20年9月5日	圧縮減容施設	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	36 t /日 24時間稼働	RPF化 (固形燃料化)	リングダイ式成型機
平成23年7月5日	圧縮減容施設	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	36 t /日 24時間稼働	RPF化 (固形燃料化)	リングダイ式成型機

事業場②

設置場所：埼玉県川越市芳野台一丁目103番44

設置年月日	施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	処理方法	構造及び施設の概要
令和4年3月29日	破碎施設	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	91.2 t /日 24時間稼働	破碎	1軸破碎設備 [騒音・振動防止、粉じんの飛散防止方法] ・建屋内設置、コンクリート路床
令和4年3月29日	圧縮減容施設	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	120 t /日 24時間稼働	RPF化 (固形燃料化)	リングダイ式成型機
令和4年3月29日	圧縮減容施設	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	36 t /日 24時間稼働	RPF化 (固形燃料化)	スクリュー式成型機

**複写厳禁**

## 産業廃棄物処理施設

設置  
変更

許可証

平成20年9月5日

住 所 埼玉県川越市通町12番地9

氏 名 川越テック 有限公司  
 代表取締役 関根 章次  
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法 第15条第1項 の規定により、設置の  
~~第15条の2の4第1項~~ 変更の  
 許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

川越市長 舟橋功一



許可の年月日	平成20年9月5日	許可番号	川破-3
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設）及び8号の2（木くず及びがれき類の破碎施設） 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類		
設置場所	埼玉県川越市大字平塚新田字高田町160番7、170番3、174番8、175番1、179番 以上5筆		
処理能力	50.4t/日 (24時間稼動)		
許可の条件	特になし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	専・無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

複写厳禁

設置  
産業廃棄物処理施設 変更 許可証

平成28年11月25日

住 所 埼玉県川越市大字平塚新田字高田町175番地1

氏 名 川越テック 株式会社  
 代表取締役 長田 和志 様  
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項  
~~第15条の2の6第1項~~ の規定により、設置の  
変更 許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

川越市長 川合善明



許可の年月日	平成28年11月25日	許可番号	川破-8
施設の種類及び 処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設）及び第8号の2（木くずの破碎施設） 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類		
設置場所	埼玉県川越市大字平塚新田字高田町160番7 170番3、174番8、175番1、179番 以上5筆		
処理能力	120t/日 (24時間稼動)		
許可の条件	特になし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	専 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

複写厳禁

産業廃棄物処理施設 設置  
変更 許可証

平成28年11月25日

住 所 埼玉県川越市大字平塚新田字高田町175番地1

氏 名 川越テック 株式会社  
 代表取締役 長田 和志 様  
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項  
 第15条の2の6第1項 の規定により、設置の  
 许可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

川越市長 川合善明



許可の年月日	平成28年11月25日	許可番号	川破-9
施設の種類及び 処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号(廃プラスチック類の破碎施設)及び第8号の2(木くずの破碎施設)  廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類		
設置場所	埼玉県川越市大字平塚新田字高田町160番7 170番3、174番8、175番1、179番 以上5筆		
処理能力	69.6t/日 (24時間稼動)		
許可の条件	特になし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設 設置 許可証  
変更

令和 3 年 3 月 12 日

住 所 埼玉県川越市大字平塚新田字高田町 175 番地 1

氏 名 川越テック 株式会社  
代表取締役 長田 和志 様  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 15 条 第 1 項 の規定により、設置の  
第 15 条の 2 の 6 第 1 項 の規定により、変更の  
許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

川越市長

川合善明



許可の年月日	令和 3 年 3 月 12 日	許可番号	川破-10
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 7 号（廃プラスチック類の破碎施設）及び第 8 号の 2（木くずの破碎施設） 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上 5 種類		
設置場所	埼玉県川越市芳野台一丁目 103 番 44		
処理能力	120 t / 日 (24 時間稼動)		
許可の条件	特になし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 · 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		